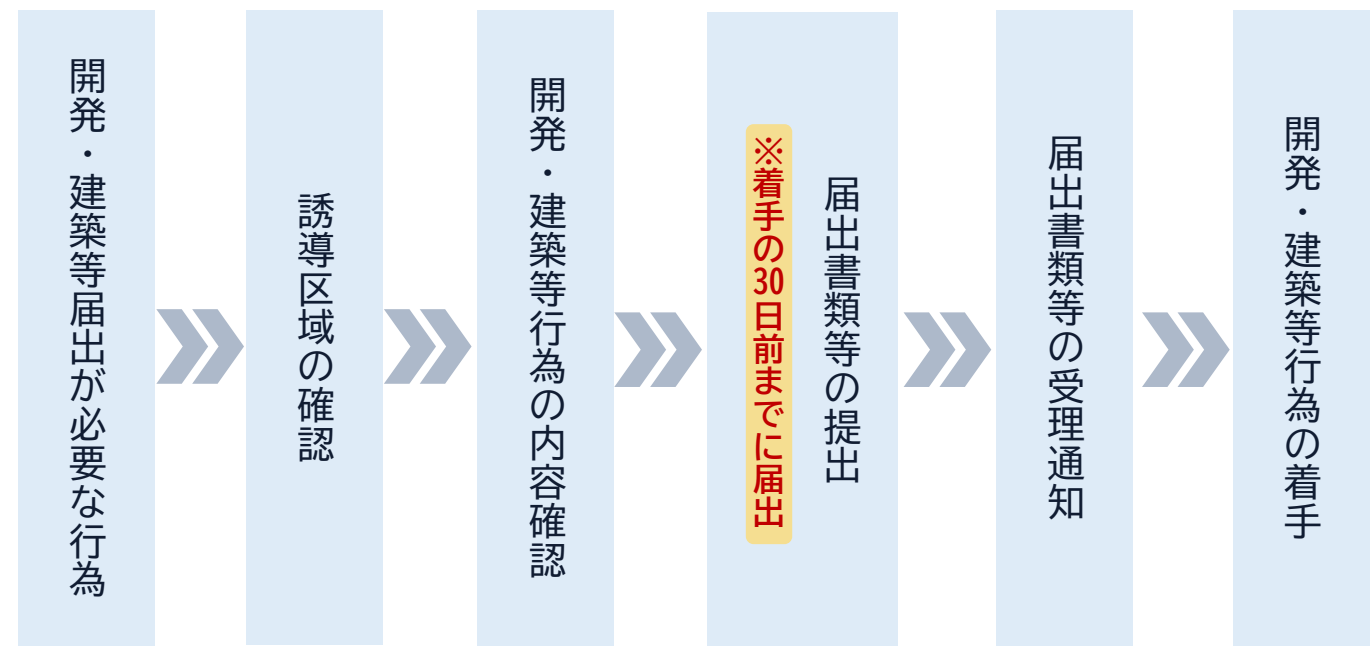




7

届出申請

以下の区分により届出書に添付図書を添えて行います。届出書様式は市ホームページ（立地適正化計画のページ）からダウンロードできます。

		居住誘導に関する届出	都市機能誘導に関する届出
開発行為	届出書	様式第十	様式第十八
	添付図書	① 位置図（開発行為の区域や周辺の状況を表示した図面）（縮尺1/1,000程度） ② 設計図（土地利用計画図等）（縮尺1/100程度）	
建築等行為	届出書	様式第十一	様式第十九
	添付図書	① 位置図（建築行為の区域や周辺の状況を表示した図面）（縮尺1/1,000程度） ② 配置図（敷地内の建築物の位置を表示した図面）（縮尺1/100程度） ③ 立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺1/50程度）	
変更	届出書	様式第十二	様式第二十
	添付図書	※変更前の上記各行為の添付図書と同じ	
休廃止	届出書		様式第二十一

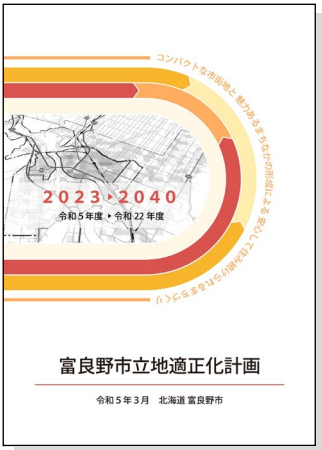
【お問い合わせ先・窓口】
富良野市 建築水道部 都市建築課
TEL：0167-39-2316 FAX：0167-23-2124
E-Mail：kenchiku-ka@city.furano.hokkaido.jp

立地適正化計画の届出制度に関する富良野市ホームページ

富良野市立地適正化計画
届出制度について

1

立地適正化計画とは



- 立地適正化計画は、平成26（2014）年8月施行の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できることとなった計画です。
- 立地適正化計画では、都市全体の構造を見渡し、コンパクトシティの考えをもとに、緩やかな誘導により都市機能や居住機能の立地を図ります。
- また、公共交通と連携し、住宅と生活サービスに関連する医療・福祉・商業等の利便施設がまとまって立地するまちづくりを目指すものです。

2

届出制度とは

- 居住誘導区域外、又は都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止について、届出が必要です。（都市再生特別措置法第88条、同法第108条、第108条の2）
- 市町村長は、届出をしたものに対して、開発規模の縮小や居住誘導区域または都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます。（都市再生特別措置法第88条第3項、同法第108条第3項）
- 届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金に処する罰則が設けられています。（都市再生特別措置法第130条第2項及び第3項）

富良野市立地適正化計画の公表（令和5年(2023)年4月1日）により、

- ✓ 居住誘導区域外における一定規模の住宅等の建築・開発
 - ✓ 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築・開発
 - ✓ 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止

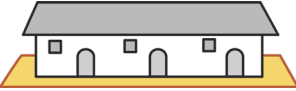
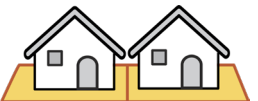
については、行為を行う30日前までに、届出が必要 になります。

3

届出が必要な行為

居住誘導区域外に関する届出

✓ 届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 届出必要  届出必要 	● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 届出必要  届出必要 
● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その面積が1,000㎡以上のもの 届出必要 1,300㎡ 1戸の開発  届出不要 800㎡ 2戸の開発 	● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 届出必要  改築 

都市機能誘導区域に関する届出

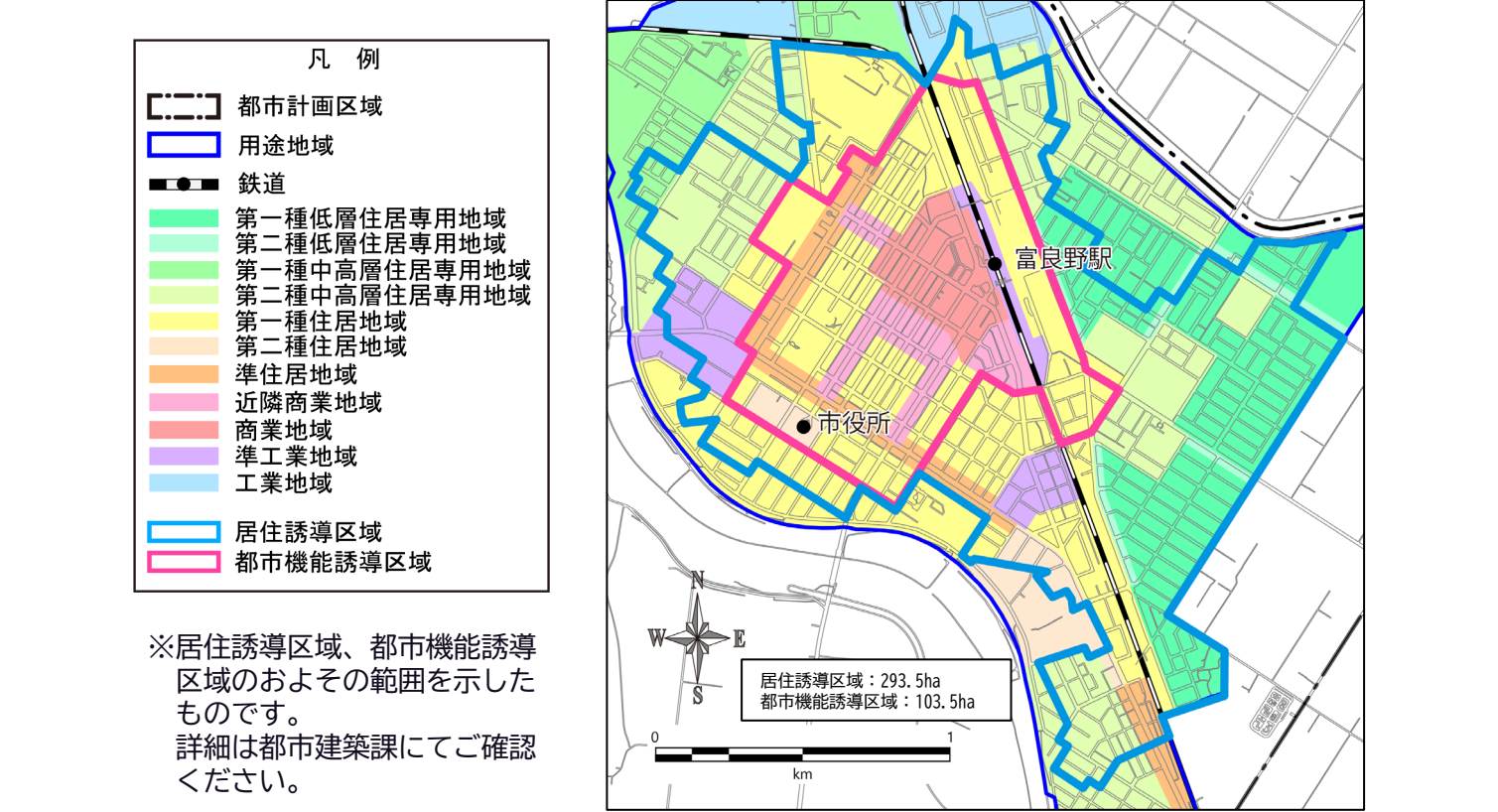
✓ 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外	開発行為	● 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	建築等行為	● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ● 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	休廃止	● 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

立地適正化計画区域 (都市計画区域)	誘導施設の 新築	誘導施設の 休廃止
居住誘導区域	届出必要	届出不要
都市機能誘導区域	届出不要	届出必要

4

居住誘導区域及び都市機能誘導区域



5

誘導施設（都市機能誘導区域で届出対象となる施設）

区分	誘導施設	対象施設
行政	市役所本庁舎	富良野市役所庁舎管理規則第2条に規定する本庁の庁舎
文化	文化会館	富良野文化会館設置条例第1条に規定する富良野文化会館
	図書館	市立富良野図書館設置条例第1条に規定する市立富良野図書館
医療	病院 (2次救急医療機関)	救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関
商業	主に食品を取り扱う スーパーマーケット	店舗面積が500㎡以上の商業施設で、生鮮三品(青果、精肉、鮮魚)を取扱う施設
高齢者 支援	保健センター	富良野市保健センター条例第1条に規定する富良野市保健センター
	地域福祉センター	富良野市地域福祉センター設置条例第1条に規定する富良野市地域福祉センター
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
	有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
金融	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
	銀行	銀行法第2条第1項に規定する銀行
	信用金庫	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫
	労働金庫	労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫
	信用組合	中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合
教育	農協	農業協同組合法第10条に基づき資金の貸付け、貯金又は定期積金の受入れを行うもの
	小学校、中学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校
	保健センター	富良野市保健センター条例第1条に規定する富良野市保健センター
子育て 支援	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
交流	複合商業施設、 中心街活性化センター	富良野市中心市街地活性化基本計画で定めた施設